

平成29年12月25日

健康保険料に係る延滞金の割合の特例についてお知らせします。

健康保険料に係る延滞金の割合については、健康保険法（大正11年法律第70号）附則第9条の規定による延滞金の割合の特例により、当分の間、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定に基づくこととされており、同項に規定する財務大臣が告示する割合については、平成29年12月12日付け財務省告示第332号において0.6パーセントとされたため、平成30年における特例基準割合は1.6パーセントとなります。

このため、平成30年1月1日以降の延滞金の割合について、納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については年2.6パーセントとし、納期限の翌日から三月を経過する日の翌日以後については年8.9パーセントとします。

(参考)

健康保険料に係る延滞金の割合の特例について

「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年法律第64号)」が平成26年6月11日に公布されました。

本法律のなかで、健康保険法（大正11年法律第70号）の一部が改正され、健康保険料に係る延滞金の割合の特例について、平成27年1月1日から施行されることになりました。

1 制度の概要

滞納した健康保険料に係る延滞金の割合については、健康保険法附則第9条の規定による延滞金の割合の特例により、当分の間、各年の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合については当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合については当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

2 対象となる延滞金

前記延滞金の割合は、法施行日（平成27年1月1日）以後の滞納期間に対応する延滞金を算出するにあたって適用するものとし、同日前の滞納期間に対応する延滞金の算出にあたっては、なお従前の例によることとします。